

『年報社会学論集』査読ガイドライン

2015年4月25日 編集委員会作成

2015年12月25日 改訂

2016年1月11日 改訂

2016年4月24日 改定

1. 根拠規定

- ・ 関東社会学会規約（2014年6月21日改正）（第3条、第10条、等）
- ・ 関東社会学会編集委員会規程（2015年6月6日改訂）
- ・ 『年報社会学論集』投稿規定（2016年4月24日改訂）

2. 査読の趣旨

査読制度とは、投稿原稿に関する評価を客観的に行い、機関誌『年報社会学論集』の研究水準を維持、向上するために設けられている制度である。論文審査者（以下「審査者」）は、真摯で、誠実で、かつ必要に応じて教育的見地に立つことに努める必要がある。また、審査者は、査読に当たり、自己の専門領域・研究法などの専門性を活かしつつ査読を行うとともに、機関誌『年報社会学論集』の執筆要項などのルールを熟知し、研究水準を把握しておく必要がある。

審査者は、以上を踏まえて、投稿原稿の内容面に特化した審査を担当する。基本的な形式面の審査は編集委員会および編集委員会事務局が担当する。

3. 査読手順

1) 査読の流れ

編集委員会によって投稿原稿として受理された論文は、2名の審査者により査読を受ける。その結果をもとに編集委員会が審議し、次の査読段階に進むかどうかを決定する（第1次審査）。

第1次査読を通過して修正・再提出された原稿に対して、編集委員会は審議し、掲載の可否を決定する（第2次審査）。

2) 審査者の心得

審査者は、投稿者に対して匿名とする。論文の記述等から投稿者が特定できる場合であっても、審査者は当該論文に関する注意や助言などを執筆者本人や関係者（指導教員など）に直接伝えることは絶対にしてはならず、執筆者に伝えたいことはすべて、編集委員会宛ての書類の中に書きこまねばならない。

3) 関係資料

査読にあたり、審査者には、事務局より、当該原稿（必要に応じ関連原稿を含む）と審査用紙、査読ガイドライン等が送付される。

4) 審査および書き直しの期間

審査期間および書き直しの期間は、原則として3週間とする。

5) 査読

①判定基準

査読の判定と評価の目安は、以下のとおりである。なお審査者は必要に応じて各判定結果に＋・－の評価を加えることができる。

判定結果	審査基準	備考
A	掲載可(若干の字句の修正・補足を含む)	投稿論文等の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される（誤字・脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる）。
B	修正すれば掲載可（約3週間で掲載可の水準に修正できると思われるもの）	投稿論文等の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は比較的軽微であると判断される。
C	大幅な修正を要する(さらに長期の修正が必要になると思われるもの)	投稿論文等の一部にかなりの修正が必要と判断される箇所があり、その修正のありようが掲載の可否に大きく影響すると判断される。
D	掲載不可(文章構成など根本的な検討が必要であり、今年度の掲載は無理)	投稿論文等の一部もしくは全体がかなりの問題を持ち、修正を求めるまでも無く水準に達していないと判断される場合、あるいはその修正を求めても当該号への掲載は極めて難しいほどの相当の再考や労力と時間を要すると判断される。
E	主題や論じ方などが本誌にそぐわない	題材・内容が他の専門学会領域のものであると判断される。

②「評価のポイント」

審査は、以下の諸項目について行われる。各項目につき、必ず一つの評価が与えられ、「評価のポイント」の内容は、判定結果と整合的でなければならない。

評価項目	内容
1 課題設定と結果の明確さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行研究のレビューの上に設定された課題が、問題の背景や文脈の捉え方の上で研究の意義・価値を十分に表現するものであるかどうか。 ・ 収集された資料、データ等の分析からの結果の導き方が適切であり、明確であるか。
2 先行研究の理解・関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究主題に関連する先行研究が的確かつ簡潔にレビューされているか。踏まえるべきものが踏まえられているか、その読み方は適切か、またレビューの分量は適切か。
3 学術的意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行研究のレビューの上に設定された課題および分析結果から導き出された結論が、先行研究との対比によって新たな学術的貢献を成し得ているか。
4 素材の扱い方（調査法、データ処理、史資料読解等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目的、課題設定に対して、使用されている資料、データ、調査方法等は適切か。また、適切な結果を導き出すために相応しい資料であるか。 ・ 採用されている分析方法、読解方法等が、研究目的を明らかにするために相応しい方法であるか。また、その研究方法自体が、最新の水準を踏まえたものであるかどうかも判断する。
5 参考文献・参照の適切さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目的、課題に関する主要な参考文献を参照しているか、最新の文献にも目を通しているか。
6 文章の表現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用される用語や表現が先行研究等に照らして適切であるかどうか
7 論理性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文の展開は論理的に一貫しているか。特に無理な論理展開・散漫な論理展開となっていないか。
8 分量・表記方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分量が適切であるかどうか [A4 横書 (1 頁全角 40 字 × 40 行相当) 12 頁以内]。 ・ 使用される図表が適切であるかどうか。本文での説明と図表に整合性があるかどうか。 ・ 表記の方法が「執筆要項」に適合的かどうか。特に引用文献リストの文献表記及び並べ方がルールに則っているか。
9 研究倫理上の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究は研究目的や先行研究との関係で、また研究対象との関係で倫理的問題が生じうる。先行研究への言及においては、剽窃や不適切な引用・言及がないかどうか。また、データ収集や結果表示においては、名誉毀損問題、プライバシー問題、個人情報保護問題等の恐れがないかどうか。例えば、データの匿名性、合意を得る手続きと合意の有無、等である。

「評価のポイント」の評価基準とその内容は、以下のとおりである。

評価基準	内容
大変優れている	投稿者の記述が水準以上であると判断される。
特に問題なし	特段の問題が無く、投稿者の記述でよいと判断される。
やや問題	比較的軽微な不整合、不適切な記述、不明瞭が見られ、修正が必要であると判断される。
非常に問題	不整合、不適切な記述、不明瞭さ、論理的破綻等が見られ、適切とは言い難い。
非該当	投稿された論文等の性質により、その評価項目が点検・判断の対象とならない（例えば、調査を行っていない研究であれば調査関係の項目は非該当になる）ことを意味する。

③「総合的意見」

「判定」「評価のポイント」を背景に、審査者のコメントを投稿者に伝えるものである。A～D・Eのいずれの評価であっても、コメントを書く。コメントを記述する際の留意点は以下のとおりである。

- a) 投稿者の論文の意図をどのように理解したか。
- b) 論文で評価される点は何か、問題点は何か。
- c) 「評価のポイント」各項目との対応関係で、その項目を「やや問題」「非常に問題」と評価した点に関する「理由・根拠」は何か。
- d) 修正を求める場合は、何をどのように具体的に修正すべきか。
- e) 誤字・脱字の類は、本文に朱筆を入れることも可能であるが、できるだけコメント用紙でも指摘する（あまりに多い場合は、その旨を指摘するにとどめることも可能である）。
- f) 投稿論文が明確な論理性、合理性をもって新しい知見を主張しえているかどうかを判断する。

以上